

# 年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会  
平成 29 年4月 28 日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 4件

厚生年金保険関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 7件

国民年金関係 6件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600610号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700006号

## 第1 結論

請求者のA社における平成20年12月15日の標準賞与額を25万6,000円に訂正することが必要である。

平成20年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和31年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成20年12月

厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、A社から請求期間に支給された賞与の記録がないことが分かった。平成20年分給与所得の源泉徴収票を提出するので、請求期間に係る標準賞与額について、年金額に反映しなくても支給の事実を即した記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間について、B年金事務所から提出されたA社の平成20年12月支給賞与に係る支給控除一覧表、C社D支店から提出された請求者名義の普通預金口座に係る取引明細表及び請求者から提出された平成20年分給与所得の源泉徴収票により、請求者は、平成20年12月15日にA社から賞与(25万6,400円)の支払を受けていたことが認められる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が、請求期間において厚生年金保険被保険者として負担すべき厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることが要件であるところ、前述の支給控除一覧表等において、請求者が、請求期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除されたことを確認又は推認することができないことから、請求期間については、同法による記録の訂正及び保険給付を認めることはできない。

一方、請求者は、請求期間について、賞与支払の事実を即した標準賞与額の記録訂正を求めているところ、前述のとおり、請求者が平成20年12月15日にA社から賞与(25万6,400円)の支払を受けていたことが認められることから、請求者の同日に係る標準賞与額については、25万6,000円とすることが妥当であり、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600627号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700007号

## 第1 結論

請求者のA社における平成7年5月1日から平成9年10月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成7年5月から同年9月までは9万8,000円を41万円、平成7年10月から平成9年9月までは9万8,000円を38万円とする。

平成7年5月から平成9年9月までの上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和30年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成7年5月1日から平成13年6月25日まで

A社に勤務していた期間のうち請求期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、それまでの期間に係る標準報酬月額よりも大幅に低い9万8,000円と記録されている。

しかし、請求期間において給与が大幅に下がった記憶はなく、保管している平成12年12月分以降の支給明細書を見ても約36万円の給与が支給されているので、当該期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成7年5月1日から平成8年10月1日までの期間について、オンライン記録によると、請求者の当該期間に係る標準報酬月額は、当初、平成7年5月から同年9月までは41万円、平成7年10月から平成8年9月までは38万円と記録されていたところ、平成8年9月9日付けで、平成7年5月1日に遡って9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、A社に係るオンライン記録によると、請求者のほか8人の被保険者に係る標準報酬月額についても、平成7年5月1日又は同年2月2日に遡って9万8,000円に引き下げられていることが確認できるところ、このうちの一人から提出された平成7年8月分から平成9年11月分(平成9年8月分及び同年10月分は提出されていないため除く。)の支給明細書によると、各月の給与支給額はいずれも9万8,000円を大幅に上回っている。

さらに、オンライン記録によると、A社は、平成13年6月25日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、同社の元事業主は、「平成7年頃、A社は社会保険料を滞納していた。」「社会保険事務所(当時)の担当者から滞納保険料をなくすために保険料を遡って下げることが提案され、従業員の標準報酬月額を遡って減額する手続を行った。」旨それぞれ陳述している。

これらを総合的に判断すると、請求者に係る平成8年9月9日付けの遡及減額処理は、事実即したものと考えるのが難しく、遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、有効な記録訂正であったとは認められない。

以上のことから、請求者の平成7年5月1日から平成8年10月1日までの期間に係る標

標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成7年5月から同年9月までは41万円、平成7年10月から平成8年9月までは38万円に訂正することが妥当である。

- 2 請求期間のうち、平成8年10月1日から平成9年10月1日までの期間について、A社に係るオンライン記録によると、請求者を含め8人の当該期間に係る標準報酬月額は、前述の遡及減額処理が行われた平成8年9月9日に近接する同年同月20日付けで、9万8,000円と定時決定において処理されているところ、当該8人のうち前述の支給明細書の提出があった元同僚の当該期間に係る支給明細書によると、給与支給額はいずれも9万8,000円を大幅に上回っている上、同社の元事業主は、「従業員の給与は、保険料の滞納があった頃も下げずに、会社が倒産するまで同額程度を支給していた。」旨陳述していることから、請求者の当該期間の標準報酬月額に係る平成8年9月20日付けの定時決定における処理は、事実上即したものと考えるのが相当であり、有効な処理であったとは認められない。

以上のことから、請求者の平成8年10月1日から平成9年10月1日までの期間に係る標準報酬月額については、請求者の当該期間の直前の定時決定（平成7年10月1日）における遡及減額処理前の標準報酬月額から、38万円に訂正することが妥当である。

- 3 請求期間のうち、平成9年10月1日から平成13年6月25日までの期間について、オンライン記録によると、請求者の当該期間に係る標準報酬月額は、前述の遡及減額処理日から1年以上経過後に、各年10月1日の定時決定においてそれぞれ決定処理されたものであり、不合理な遡及減額処理と連動した処理により決定されたものとは言えないことから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録訂正に係る判断を行うことになるところ、同法において標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、当該訂正を行うためには、給与明細書等により認められるこれらの標準報酬月額のいずれもが、オンライン記録の標準報酬月額を上回ることが必要となる。

しかしながら、請求者から提出された平成12年12月分から平成13年6月分までの支給明細書及び平成13年度分市民税・県民税課税明細書（平成12年所得分）により確認又は推認できる平成12年1月から平成13年5月までの各月の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額（9万8,000円）を上回るものの、当該各月の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額である。

また、前述の元同僚から提出された支給明細書のうち、平成8年9月9日付けの遡及減額処理後の同年9月分以降の支給明細書における厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれも同人のオンライン記録における標準報酬月額と同額の9万8,000円であるところ、A社の元事業主は、当該遡及減額処理後の期間に係る従業員の保険料控除について、「低く届け出た報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を控除していた。」旨陳述している。

このほか、平成9年10月1日から平成13年6月25日までの期間について、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が平成9年10月1日から平成13年6月25日までの期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600721号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700009号

## 第1 結論

請求者のA社における平成19年6月28日の標準賞与額を58万5,000円とし、保険給付の計算の基礎となる記録とすることが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和48年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年6月28日

A社から育児休業期間中の請求期間に支給された賞与について、会社の届出が遅れたため、保険給付の計算の基礎とならない記録となっているので、保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者及びA社から提出された「2007年06月度賞与明細」並びに年金事務所から提出された同社に係る「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」により、請求者が請求期間に同社から賞与の支払を受け、事業主が平成28年11月15日に当該賞与に係る届出を行ったことが確認できる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の届出によるものとして、厚生年金保険法第75条本文の規定に基づき保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者の平成19年4月2日から平成20年2月1日までの期間に係る育児休業等取得の申出を行っていたことが確認できること、厚生年金保険法第81条の2において、当該申出があった場合、育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくこと、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額について、厚生年金保険法第75条本文の規定を適用すべきではない。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、前述の賞与明細等における賞与支給額から58万5,000円とし、保険給付の計算の基礎となる記録とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600733号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700010号

## 第1 結論

請求者のA社における平成18年12月12日の標準賞与額を36万8,000円とし、保険給付の計算の基礎となる記録とすることが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和45年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年12月12日

A社から育児休業期間中の請求期間に支給された賞与について、会社の届出が遅れたため、保険給付の計算の基礎とならない記録となっているので、保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者及びA社から提出された「2006年12月度賞与明細」並びに年金事務所から提出された同社に係る「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」により、請求者が請求期間に同社から賞与の支払を受け、事業主が平成28年11月15日に当該賞与に係る届出を行ったことが確認できる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の届出によるものとして、厚生年金保険法第75条本文の規定に基づき保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者の平成18年8月4日から平成19年1月14日までの期間に係る育児休業等取得の申出を行っていたことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、当該申出があった場合、育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づく、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額について、厚生年金保険法第75条本文の規定を適用すべきではない。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、前述の賞与明細等における賞与支給額から36万8,000円とし、保険給付の計算の基礎となる記録とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600566号  
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1700002号

## 第1 結論

昭和62年4月から昭和63年8月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和32年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和62年4月から昭和63年8月まで

会社を退職した昭和62年4月に、A県B市C区役所D支所の窓口において国民年金の加入手続を行った。

請求期間の国民年金保険料は、毎月、決まった日に納付したのではなく、1か月、2か月又は3か月ごとに、私がB市C区役所D支所の窓口で納付していた。

請求期間のうち、昭和63年1月から同年4月までの国民年金保険料が充当により納付済みと記録されているが、私の記憶では、加入後、現金で継続して国民年金保険料を納付していたので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、「会社退職後の昭和62年4月に、B市C区役所D支所の窓口において国民年金の加入手続を行った。」旨陳述している。

しかしながら、国民年金の加入手続が行われた場合には、国民年金手帳記号番号が払い出されるところ、請求者の国民年金手帳記号番号は、同番号前後の国民年金被保険者の加入記録などから判断すると、昭和63年7月頃に行われた国民年金の加入手続により払い出されたものと推認でき、このことは、会社退職後の昭和62年4月に国民年金の加入手続を行ったとする請求者の陳述と符合しない。

また、前述の加入手続時期からすると、請求期間の大部分の国民年金保険料は遡って納付することになるところ、請求者は、請求期間の国民年金保険料について、「国民年金に加入後は、未納保険料を遡って納付した記憶が無い。」旨陳述している。

さらに、前述の加入手続時点において、請求期間のうち、昭和63年4月から同年8月までの期間は現年度保険料としてB市に納付することが可能であるところ、同市が国民年金被保険者の現年度保険料に係る納付状況等を記録している国民年金の収滞納リストによると、請求者は、昭和63年度において旧姓で氏名が掲載され、昭和63年9月以降については納付済みと記録されているが、同年4月から同年8月までの期間は国民年金保険料の未納を示す空欄となっていることが確認できる。

加えて、請求期間のうち、昭和63年1月から同年4月までの期間について、請求者のオンライン記録によると、平成元年8月1日付け厚生年金保険加入に伴う国民年金被保険者資格の喪失に係る届出が平成2年3月26日に入力処理されている。そして、当該入力処理によって、既に納付されていた平成元年8月から同年11月までの国民年金保険料が、厚生年金保険被保険者期間と重複しているため過誤納となり、当該時点において遡及納付が可能な昭和63年1月から同年4月までの期間に充当する決議が平成2年3月29日に行われていることから、当

該期間はそれまで未納期間であったことがうかがえる。

このほか、社会保険オンラインシステムにより氏名検索を行ったが、請求期間全ての国民年金保険料を現年度納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600607号  
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1700003号

## 第1 結論

昭和46年1月から昭和56年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和26年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和46年1月から昭和56年3月まで

請求期間は国民年金保険料の未納期間と記録されているが、母が亡くなる前に、母が私の国民年金保険料を一括して納付したと話していたと、兄から聞いた。

国民年金の加入手続及び国民年金保険料の一括納付の詳細については分からないが、請求期間当時は家族でA事業を営んでおり、母が請求期間の国民年金保険料を納付していないとは考えられないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間について、請求者は、「私の国民年金保険料を母が一括して納付したと兄から聞いた。」旨主張しているところ、当該納付を行ったとされる請求者の母は既に亡くなっていることから、具体的な事情について確認することができない。

また、請求期間の国民年金保険料が納付されたとする時期について、請求者の兄は、「母が一括して納付した時期は定かではないが、弟が会社を退職して家業を手伝うということで、弟の未納分の国民年金保険料をまとめて納付するということを母から聞いたように思う。」旨陳述し、請求者は、「高校卒業後は家業を手伝っていたが、資格を取ってB社に就職した。」旨陳述しており、オンライン記録によると、請求者がB社の厚生年金保険被保険者資格を喪失したのは平成8年1月である。これらのことから判断すると、請求者の母が、請求者の国民年金保険料を一括納付したと考えられる時期は平成8年1月以降となり、当該時期において、請求期間の国民年金保険料は既に時効により納付することができない。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和56年8月18日にC県D市E地区において払い出されており、同番号前後の任意加入被保険者の資格取得日から判断すると、請求者に係る国民年金の加入手続は同年7月頃に行われたと推認でき、当該加入手続時点においても、請求期間の大半の国民年金保険料は時効により納付することができない上、時効期限経過後の国民年金保険料を納付することができた特例納付制度は昭和55年6月30日(第3回特例納付制度)で終了している。

加えて、請求期間の国民年金保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しについて、社会保険オンラインシステムにより複数の読み名による氏名検索を行ったほか、D市E地区及びC県F市における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を縦覧調査したが、請求者に対する別の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない。

このほか、請求者の母が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されてい

たことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600532号  
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1700004号

## 第1 結論

昭和45年8月から昭和46年11月までの請求期間、昭和50年9月から昭和51年2月までの請求期間、昭和58年11月から昭和61年1月までの請求期間、平成10年12月から平成11年1月までの請求期間、同年8月から平成12年2月までの請求期間及び平成13年2月から平成15年6月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和45年8月から昭和46年11月まで  
② 昭和50年9月から昭和51年2月まで  
③ 昭和58年11月から昭和61年1月まで  
④ 平成10年12月から平成11年1月まで  
⑤ 平成11年8月から平成12年2月まで  
⑥ 平成13年2月から平成15年6月まで

請求期間①について、当時、居住していたA県B市に、住民票があったC県D市(E地区)から、鶯色の年金手帳が送られてきた。

昭和45年7月から昭和46年11月までの期間、B市に所在した事業所(F事業所及びG事業所)の寮に住みながら勤務しており、請求期間①の国民年金保険料を含む全ての生活費を勤務先の事業所が支払うことになっていた。

請求期間②について、H事業所を退職後、I社会保険事務所(当時)に出向き、健康保険の手続と一緒に国民年金の加入手続を行った。年金記録では、当該期間が国民年金保険料の未納期間と記録されているが、当該期間の国民年金保険料は、加入手続時に発行された納付書で、1か月分ずつJ県K市L地区内のM郵便局で納付した。

請求期間③について、N事業所を退職した昭和58年11月頃に、O社会保険事務所(当時)において、国民年金の加入手続を行った。年金記録では、当該期間のうち、昭和58年11月から昭和60年3月までの期間が国民年金保険料の未納期間、同年4月から昭和61年1月までの期間が国民年金保険料の免除期間となっているが、当該期間の国民年金保険料は、D市P地区の商店街に在った簡易郵便局で定期的に納付した。

請求期間④について、Q事業所を退職した平成10年11月頃に、D市R区役所で国民年金の加入手続を行った。年金記録では、当該期間が国民年金保険料の免除期間となっているが、当時、前職時の労災保険の給付を受けていたので経済的に困っておらず、当該期間の国民年金保険料に係る免除申請を行った覚えは無く、当該期間の国民年金保険料は、集金に来た男性に支払った。

請求期間⑤について、当該期間に係る国民年金の手続を行った記憶が無いところ、年金記録では、当該期間が国民年金保険料の免除期間となっているが、当該期間においても労災保険の給付を受けていたので経済的に困っておらず、当該期間の国民年金保険料に係る免除申請を行った覚えは無く、当該期間の国民年金保険料は、D市R区役所の窓口又はD市R区内

のS郵便局で納付した。

請求期間⑥について、T事業所退職後の平成13年2月頃に、D市R区役所で国民年金の加入手続を行った。年金記録では、当該期間が国民年金保険料の免除期間となっているが、当時は、障害年金の裁定請求に係る準備及び通院で忙しかったので、当該期間の国民年金保険料に係る免除申請は行っておらず、当該期間の国民年金保険料は、D市R区役所の窓口又はD市R区内のS郵便局で納付した。

請求期間①、②、③、④、⑤及び⑥のいずれの期間についても、国民年金保険料を納付したので、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

- 1 請求期間①及び②について、国民年金保険料を納付するためには、住所地の市町村において、国民年金手帳記号番号の払出しを受ける必要があるところ、国民年金手帳記号番号払出簿及び請求者に係るオンライン記録によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和60年8月頃にD市P地区において昭和58年11月24日を資格取得年月日として払い出されている上、当該期間の国民年金被保険者期間の記録は、平成19年11月22日に請求者の年金記録に追加処理されていることから、当該処理日前において、当該期間は国民年金に加入していない期間であり、制度上、当該国民年金手帳記号番号では、当該期間の国民年金保険料を当該期間当時において納付することはできなかったと考えられる。

また、請求期間①に係る国民年金保険料の納付について、請求者は、「請求期間①当時、食費、学費及び保険料等を含む生活費は全て、当時の最初の勤務先のF事業所、次の勤務先のG事業所がそれぞれ負担してくれることになっていたので、自身は国民年金保険料の納付に直接関与していない。」旨陳述しているところ、F事業所の元事業主は、「従業員の国民年金保険料を従業員に代わって納付することはなかった。」、G事業所（現在は、U事業所）の現事業主は、「請求期間①当時の事業主は既に死亡しており、当該期間に係る資料が現存しないため、詳細は不明であるが、当事業所が支払っていたのはV業国民健康保険組合の保険料であり、国民年金ではないと思う。」旨それぞれ陳述しており、請求者の請求内容を裏付ける事情を確認することができない。

さらに、請求期間②に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付について、請求者は、「前職を退職後、I社会保険事務所において、健康保険の手続と一緒に、国民年金の加入手続を行った。請求期間②の国民年金保険料は、加入手続時に発行された納付書で、1か月分ずつM郵便局で納付した。」と陳述しているところ、請求者の前職に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険継続療養証明書交付欄には、請求者に対して当該証明書を交付した記録が記されており、このことは、請求者の健康保険の手続に係る陳述と符合する一方、当該社会保険事務所において国民年金の加入手続を行い、その時に発行された納付書で国民年金保険料を納付したとする請求者の陳述は、国民年金の加入手続及び保険料の現年度納付に係る事務は市町村で行うとされていた当時の取扱いと符合しない。

加えて、請求期間①及び②の国民年金保険料を現年度納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、社会保険オンラインシステムにより、請求者の複数の読み名による氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム等により、当時の住所地であるD市E地区及びB市（請求期間①）並びにK市L地区（請求期間②）における国民年金手帳記号番号の縦覧調査を行ったが、請求者に対する国民年金手帳記号番号の払出しを確認することができなかった。

- 2 請求期間③について、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、当該期間中の昭和60年8月頃にD市P地区において払い出されており、同番号前後の任意加入被保険者の資格取得日から判断すると、請求者に係る国民年金の加入手続は同年7月頃に行われたことが推認できるところ、当該手続時点において、当該期間のうち、昭

和 58 年 11 月から昭和 60 年 3 月までの国民年金保険料は、D 市に対して現年度納付することができない。

また、請求期間③のうち、昭和 60 年 4 月から昭和 61 年 1 月までの期間について、請求者は、当該期間の国民年金保険料に係る免除申請を行っていないと陳述しているところ、オンライン記録によると、当該期間は国民年金保険料の免除期間（申請年月日は昭和 60 年 7 月 31 日）と記録されており、当該申請日及び免除期間は当該期間当時における国民年金保険料の免除に係る取扱いと符合している上、当該記録に不自然な点は見当たらない。

さらに、昭和 58 年 11 月から昭和 60 年 3 月までの国民年金保険料を現年度納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しについて、社会保険オンラインシステムにより、請求者の複数の読み名による氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿により、D 市 P 地区における国民年金手帳記号番号を縦覧調査したが、請求者に対する別の国民年金手帳記号番号の払出しを確認することはできなかった。

なお、請求者は、「国民年金手帳記号番号払出簿には、私の名前が「W」と記されている。しかし、私は、氏名を記載するときに「W」を使用したことはない。また、氏名変更届を提出していないのに、当該記号番号が私の年金記録に統合されている。」旨陳述しているところ、このことについて、日本年金機構は、「請求期間③当時、届書記載の氏名に基づき国民年金手帳記号番号払出簿を記載していた。当該届書に記載されている氏名の文字が「W」となっていたか、当該払出簿に記入した者が見誤って記載したものかは不明である。また、国民年金手帳記号番号を基礎年金番号に統合する際に、両番号の氏名が異なっている場合には氏名変更届が必要であるが、当該国民年金手帳記号番号についてはオンライン記録において氏名をカタカナで登録しており、住所履歴から基礎年金番号の者と同一人であると判断することができたので、当該届書の提出を求めなかったと推測される。」旨回答している。

- 3 請求期間④、⑤及び⑥について、請求者は当該各期間の国民年金保険料に係る免除申請を行っていないと陳述しているが、オンライン記録によると、当該各期間はいずれも国民年金保険料の免除期間として、当該各期間に係る免除申請年月日が、請求期間④は平成 11 年 1 月 29 日、請求期間⑤は同年 8 月 19 日、請求期間⑥は平成 13 年 3 月 6 日、同年 5 月 15 日及び平成 14 年 4 月 24 日とそれぞれ記録されているところ、当該各記録は請求期間④、⑤及び⑥当時における国民年金保険料の免除に係る取扱いと符合しており、当該各記録に不自然な点は見当たらない。

また、請求期間④について、請求者は、現住所地において、集金にきた男性に当該期間の国民年金保険料を支払ったと陳述しているが、当該期間に係る国民年金保険料は、請求者の住民票に記載されている転居時点（平成 11 年 10 月）において、過年度保険料として社会保険事務所が収納する取扱いになるものであり、D 市が収納することはできず、当該事情と請求者の陳述内容は符合しない上、昭和 52 年 2 月発行の D 市政だよりには、「D 市では、昭和 51 年 10 月から国民年金保険料の納付方法が、集金制から自主納付制度に変わった。」旨の記事が掲載されている。

さらに、請求期間⑥について、D 市 R 区役所は、請求者の国民年金保険料の免除申請記録を保存しているとして、「請求期間⑥のうち、平成 13 年 2 月及び同年 3 月に係る免除申請は同年 3 月 6 日に、同年 4 月から平成 14 年 3 月までの免除申請は平成 13 年 5 月 15 日に、平成 14 年 4 月から平成 15 年 6 月までの免除申請は平成 14 年 4 月 24 日にそれぞれ受付し、当該受付日の属する月又は翌月に O 社会保険事務所に送付している。」旨回答しているところ、当該免除申請記録における受付日と前述のオンライン記録における免除申請年月日はそれぞれ一致している。

加えて、請求期間④、⑤及び⑥は、基礎年金番号が実施された平成 9 年 1 月以降の期間であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることを踏まえると、当該各期間に係る年金記録の過誤があった可能性は低いもの

と考えられる。

- 4 請求期間①から⑥までの期間について、当該6期間の合計は7年3か月間と長期間であり、同一人について、当該各期間の納付記録が全て欠落したとは考え難い上、請求者が請求期間①から⑥までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、当該各期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①から⑥までの各期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600562号  
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1700005号

## 第1 結論

昭和41年7月から昭和43年3月までの請求期間及び昭和44年4月から昭和51年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和21年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和41年7月から昭和43年3月まで  
② 昭和44年4月から昭和51年12月まで

国民年金の加入手続について、父が、実家のあるA県B市において行ってくれた。

請求期間①及び②の国民年金保険料については、父が亡くなっているので詳しいことは分からないが、父がB市において家族の分と一緒に納付してくれたと思う。

年金事務所の記録では、請求期間①と請求期間②の間の1年だけ国民年金保険料を納付したことになるが、家族の分を納付していた父が、私の分だけ1年で納付をやめてしまうとは考えられないので、当該期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、その父が、B市において請求者に係る国民年金の加入手続を行い、請求期間①及び②の国民年金保険料についても、同市において家族の分と一緒に納付してくれた旨主張しており、オンライン記録によると、請求者の父及び母については、請求期間と同じ期間の国民年金保険料を納付済みである。

しかしながら、請求期間①について、国民年金保険料を納付するためには、国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳記号番号の払出しを受ける必要があるところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号(\* 基礎年金番号に統合済み)は、昭和43年11月にA県C市において払い出されていることが確認でき、同番号前後の任意加入被保険者の資格取得日の記録から判断すると、請求者に係る国民年金の加入手続は、当該期間後の同年9月頃に、実家のあるB市ではなく、請求者が働きに出ていることがあるとするC市において行われていることが確認できる。この場合、当該加入手続が行われるまで、請求者は国民年金に加入しておらず、請求者の父が、請求者の当該期間に係る国民年金保険料を納付することができない。

また、請求期間②について、C市の請求者に係る国民年金被保険者名簿を見ると、備考欄に、「不在」のゴム印が押され、「45.2.18 B市へ職権転出したが転入事実なしで返戻。D地区に住民票ない為、不在処理」と記載されており、請求者が、C市から転出したものの、転出先のB市において国民年金の住所変更手続等が行われていなかったことから、C市において不在被保険者として管理されていたものと推認され、前述の国民年金手帳記号番号により、当該期間に係る国民年金保険料が納付されていなかったことがうかがえる。

さらに、請求期間①及び②について、請求者の父が、B市において請求者の当該期間に係る国民年金保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しについて、社会保険オンラインシステムにより氏名検索を行ったほか、年金情報総合管理・照合システム(紙台帳検

索システム)により、昭和41年7月から昭和51年12月までの期間に同市において払い出された国民年金手帳記号番号の縦覧調査を行ったが、請求者に対する国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない。

加えて、請求者は、国民年金の加入手続及び請求期間①及び②に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとされる請求者の父は既に亡くなっていることから、当該期間当時の具体的な状況は不明である。

このほか、請求者の父が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、当該期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600617号  
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1700006号

## 第1 結論

昭和61年4月から昭和63年4月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和16年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和61年4月から昭和63年4月まで

昭和59年11月にA県B市C地区に転居し、妻が入会した婦人会が国民年金保険料を収集していたので、妻が婦人会に夫婦二人分の国民年金保険料と一緒に納付していたと思う。C地区は、誰が何をしているのか、みんなが知っているような地区であり、婦人会が国民年金保険料の収集に来ているのに、妻が自身の分だけを納付し、私の分を納付しなかったとは考えられないので、請求期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、B市C地区に転居後の請求期間の国民年金保険料について、請求者の妻が自身の分と一緒に納付していた旨主張しており、請求者及びその妻に係る戸籍の附票によると、二人とも昭和59年11月3日に同市C地区に転居していることが確認でき、請求者の妻に係るオンライン記録によると、請求期間と同じ期間の国民年金保険料を納付済みである。

しかしながら、請求者及びその妻に係るオンライン記録及びB市の国民年金被保険者名簿において、二人が同市C地区に転居した昭和59年11月から請求期間を除くそれぞれが60歳に到達するまでの国民年金保険料の納付状況を比べると、請求者の妻については、当該期間の国民年金保険料を概ね納付済みであるが、請求者については、当該期間のうち、同市C地区に転居した昭和59年11月から昭和61年3月までは申請免除期間、請求期間後60歳に到達するまでは全て未納期間であり、同市C地区における二人の納付状況は全く異なっている。

また、請求者の妻に、請求期間の国民年金保険料の納付状況を聴取したが、請求者の妻は覚えていない旨陳述していることから、請求期間当時の納付状況の詳細は不明であり、前述のB市C地区に転居した後の請求者及びその妻に係る国民年金保険料の納付状況から、請求者の妻の国民年金保険料と一緒に請求者の請求期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがうことができない。

さらに、請求者は、自身では請求期間の国民年金保険料を納付したことがない旨陳述している上、請求者の妻が請求者の請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600632号  
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1700007号

## 第1 結論

平成8年7月から平成9年2月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和41年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成8年7月から平成9年2月まで

平成8年7月にA社を退職してすぐに、B県C市D区役所において、国民健康保険の手続と一緒に国民年金の加入手続を行った。同年8月にE社に就職が決まり、F県G市で行われる研修に参加するために、同社が用意してくれた住居で約7か月間生活をした。

請求期間の国民年金保険料については、郵送してもらった納付書を使用して、前述の研修中の平成8年10月頃に、以前から滞納していた国民健康保険料と一緒にH銀行I支店(現在は、J支店)において納付した。当時、滞納していた国民健康保険料の差押予告状が送付されたが、手元にお金が無かったので、これらの納付や生活費の支払いのために、母から20万円を借りたことを覚えている。

請求期間の国民年金保険料を納付したはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、オンライン記録によると、国民年金の未加入期間になっている請求期間について、平成8年7月にA社を退職してすぐに国民年金の加入手続を行い、納付書を使用して、国民年金保険料を納付した旨主張している。

しかしながら、請求期間中の平成9年1月に、制度共通の年金記録を管理する番号として基礎年金番号が実施されたことに伴い、国民年金及び厚生年金保険の加入者については、切替時に加入していた制度の年金手帳の記号番号が基礎年金番号とされたが、請求者の基礎年金番号は厚生年金保険の記号番号であり、このことは請求者の陳述と符合しない。

また、「基礎年金番号の実施事務の取扱いについて」(平成8年10月18日付庁文発第3151号。以下「通知」という。)によると、平成8年10月から同年12月末までの間、年金制度に未加入者であり、かつ、それ以前に年金制度の被保険者期間が有る者が年金制度に再加入する場合、社会保険事務所(当時)において、資格取得届等の処理時に直近加入制度の年金手帳の記号番号を基礎年金番号として付番することとされているところ、オンライン記録によると、請求者の基礎年金番号は、請求期間直後の厚生年金保険被保険者期間に係る資格取得届が処理された平成9年4月8日に、A社における厚生年金保険の記号番号が基礎年金番号として付番されており、通知の取扱いと符合している。

さらに、通知によると、前述の付番を平成9年1月以降に行った場合は、社会保険事務所において、基礎年金番号を記載した青色の年金手帳を交付することとされており、請求者が所持する青色の年金手帳を見ると、請求者の基礎年金番号が印字され、同番号が付番された日と同日の平成9年4月8日に交付されていることから、通知の取扱いどおりの処理が行われていることが確認できる。

これらの事情から判断すると、請求期間は国民年金の未加入期間であり、請求期間に係る国民年金保険料の納付書は発行されず、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600628号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700008号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和47年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成10年7月1日から平成13年6月25日まで

A社に勤務していた請求期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が9万8,000円と記録されているが、当該期間には約30万円の給与を受けていた。

請求期間の一部の期間に係る給与の支給明細書、給与振込口座の預金通帳等を提出するので、請求期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出されたA社に係る支給明細書(平成12年7月分、同年9月分及び平成13年4月分から同年6月分まで)、平成13年分給与所得の源泉徴収票及び給与振込先の総合口座通帳並びにB労働局から提出された請求者に係る雇用保険受給資格者証から判断すると、請求者は、請求期間において、同社からオンライン記録の標準報酬月額を上回る給与の支払を受けていたことが認められる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、当該訂正を行うためには、給与の支給明細書等により認められるこれらの標準報酬月額のいずれもが、オンライン記録の標準報酬月額を上回ることが必要となるところ、前述の請求者から提出された支給明細書及び平成13年分給与所得の源泉徴収票により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額である。

また、A社の元事業主は、請求期間当時の従業員の保険料控除について、「低く届け出た報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を控除していた。」旨陳述している。

さらに、オンライン記録において、請求者の請求期間に係る標準報酬月額が遡って訂正された事跡はない。

このほか、請求者が請求期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。